

児童手当制度のお知らせ

5月1日から、平成15年度の児童手当認定請求を受け付けています。児童手当は、義務教育就学前の児童を養育している方に支給される手当で、所得制限があります(下記限度額表を参照してください)。

平成15年4月30日以前に申請し、平成13年分の所得が限度額を超えていたため却下になった方も、新たに受給可能になる場合があります。

また、現在手当を受給されている方に対象となる児童の増減があった場合、出生・転入等により新たに受給資格が生じた場合は、児童手当を受給するためには手続きが必要となります。

なお、児童手当の支給開始・手当額改定は、認定請求書・額改定届を提出した日の属する月の翌月分からです。手続きが遅れないようご注意ください。

○公務員の方は、勤務先で申請してください。

【手当月額】

▶第1子…5,000円▶第2子…5,000円▶第3子以降…10,000円

【申請に必要なもの】

▶印鑑▶申請者名義の金融機関(郵便局を除く)の通帳(銀行名、支店名、口座番号の控えでも可)

■平成15年度所得制限限度額表(平成14年中の所得) 単位:万円

平成14年中の扶養親族等の人数	児童手当		特例給付	
	(申請時、国民年金に加入・未加入の方)	(申請時、厚生年金に加入の方)	(申請時、国民年金に加入・未加入の方)	(申請時、厚生年金に加入の方)
0人	3,090	4,680	4,680	4,680
1人	3,470	5,060	5,060	5,060
2人	3,850	5,440	5,440	5,440
3人	4,230	5,820	5,820	5,820
4人	4,610	6,200	6,200	6,200
5人	4,990	6,580	6,580	6,580
6人	5,370	6,960	6,960	6,960

○政令上は、一律控除後の所得額で規定されています。平成14年分の所得額から、下記の諸控除額を差し引いた後の額を上記の限度額表に当てはめ、申請される際の参考にしてください。

諸控除額 ▶老人扶養控除…6万円▶障害者控除…27万円▶特別障害者控除…40万円▶老年者控除…50万円▶寡婦・寡夫控除…27万円▶特別寡婦控除…35万円▶勤労学生控除…27万円▶難聴控除・医療費控除・小規模企業共済掛金控除…それぞれの控除額

所沢市児童手当制度について

義務教育終了前の児童を4人以上養育している方(児童手当受給者を除く)に手当が支給されます(所得制限なし)。該当される方は「所沢市児童手当認定請求書」の提出が必要です。

なお、所沢市児童手当の支給開始は、認定請求書を提出した日の属する月からです。

また、平成13年分の所得が児童手当の所得制限限度額を超過したため所沢市児童手当を受給されている方で、新年度から児童手当が受給可能になる方は、児童手当認定請求書の提出が必要です。ただし、児童手当への切り替えは、認定請求書を提出した日の翌月からです。手続きが遅れないようご注意ください。

○公務員の方も申請できます。

■手当月額】

▶4人目の児童から1人につき…3,000円

【申請に必要なもの】

▶印鑑▶申請者名義の金融機関(郵便局を除く)の通帳(銀行名、支店名、口座番号の控えでも可)

申請先・問い合わせ 市役所1階・こども家庭課(☎998-9124・FAX998-9035)

【固定資産税の総覧】

—新しい総覧制度等が始まりました—

■ 固定資産税の総覧 平成15年度
新たに作成した土地価格等総覧帳簿により、市簿・家屋価格等総覧帳簿により、市内他の土地または家屋の価格を総覧し、自己の土地または家屋の価格と比較することができます。
なお、総覧期間については、今までの期間(20日間)に比べ大幅に延長しています。

■ 固定資産税課税台帳の閲覧
4月1日から、年度内いつでも本人資産に関する新年度の価格等の閲覧ができます。この制度は、今までの総覧制度に代わるもので、閲覧期限・場所 平成16年3月31日まで(土・日曜日、祝休日、年末年始を除く前8時30分～午後5時)／市役所2階・資産税課

■ 総覧できる方 納税者(本人)・同居の親族・委任状を有する代理人(法人の場合は、代表者の印を押印した委任状が必要です)・借地持ち物・納税通知書・課税明細書等、総覧できる方の確認ができる方

■ 資産税課問い合わせ 手数料 68円・FAX998-1088(1088-90) 6月2日(月)までの総覧期間中に、納稅義務者(本人)が閲覧する場合は無料です。

■ 固定資産税の総覧 平成15年度
新たに作成した土地価格等総覧帳簿により、市簿・家屋価格等総覧帳簿により、市内他の土地または家屋の価格を総覧し、自己の土地または家屋の価格と比較することができます。
なお、総覧期間については、今までの期間(20日間)に比べ大幅に延長しています。

■ 固定資産税課税台帳の閲覧
4月1日から、年度内いつでも本人資産に関する新年度の価格等の閲覧ができます。この制度は、今までの総覧制度に代わるもので、閲覧期限・場所 平成16年3月31日まで(土・日曜日、祝休日、年末年始を除く前8時30分～午後5時)／市役所2階・資産税課

■ 総覧できる方 納税者(本人)・同居の親族・委任状を有する代理人(法人の場合は、代表者の印を押印した委任状が必要です)・借地持ち物・納税通知書・課税明細書等、総覧できる方の確認ができる方

■ 資産税課問い合わせ 手数料 68円・FAX998-1088(1088-90) 6月2日(月)までの総覧期間中に、納稅義務者(本人)が閲覧する場合は無料です。

埼玉県議会議員一般選挙 西第1区の結果を報告します

4月13日㈰、埼玉県議会議員一般選挙が市内59か所の投票所で執行されました。

同日、午後9時から明峰小学校体育館で即日開票を行った結果、次の4氏が当選しました。

【埼玉県議会議員・西第1区当選者】

- 藤本正人(41歳／無所属)
- 西山じゅんじ(44歳／公明党)
- 大石忠之(65歳／自由民主党)
- 当麻よし子(53歳／民主党)

西第1区の投票者数・各候補の得票数等は、下表のとおりです。

当日有権者数	立候補者氏名	得票数
263,681人	藤本正人	30,334
113,094人	西山じゅんじ	24,994
42.89%	大石忠之	22,988
40.43%	当麻よし子	17,001
68円・FAX998-1088(1088-90)	やぎした礼子	16,208

■ 愛の福祉基金
子ども会様(5,000円)●澤栄子様(タオル50枚)
葉晃一様(6,600円)●武蔵野友の会様(1万円)●ソ沢友和会様(21万円)●松井保育園へ(アミリーマー)
ト航空公園西口店様(1,8,13)●野村酒店お客様(9,7)●新井重雄様(山林165,39m²)
市政のために●リサイクル運動市民の会瑞玉本部様(2,6,6)●松井保育園父母会様(和太鼓1式)
【市のため】
1回2,000円(ただし、6月2日(月)までの総覧期間中に、納稅義務者(本人)が閲覧する場合は無料です)。

■ 完成式を行いました
東部クリーンセンター
4月6日㈰、東部クリーンセンターの完成式を行いました。平成12年度から建設を進めてきた同施設が完成し、本稼動を開始しました。最新の公害防止技術を取り入れた施設として、循環型社会へ向けるとともに、これまでの事業報告を行いました。式典後には、同施設および併設するリサイクルふれあい館の見学を行いました。

皆さんの善意



介護保険制度は、平成15年度から第2期事業運営期間を迎えることになり、市では新たに「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。この計画は、過去3年間の実績を踏まえ、市民生活をより豊かにするために、今後、市が取り組む高齢者保健・福祉を体系的にまとめたものです。

今回策定した第2期計画は、これまでどおり、介護保険制度の充実はもとより、介護が必要な状況ならずの市民が、いつまでも健

きと暮らしていくための支援を進めています。

①すべての市民が、いつまでも健

康・安全な社会環境をつくり、保健・福祉・医療のサービスを提供する機関や担

各種サービスを立てることが、市においては、平

成12・14年度の準備基金から6億5,599人を除して算定する保険料の基準額は、月額3,384円となります。

1号被保険者の保険料の剩余金については、準備基金に積み立てることになりますが、市においては、平

成12・14年度の準備基金から6億5,599人を除して算定する保険料の基準額は、月額2,960円となります。

2号被保険者は、月額2,960円となります。

3号被保険者は、月額2,960円となります。

4号被保険者は、月額2,960円となります。

5号被保険者の心身状況やおかれている環境等に応じて個人の選択を尊重して、適切で質の高い保健・

福祉・医療のサービスが多様な事業業者はまたは施設から総合的に提供されるように努めています。

6号被保険者が、介護状態が悪化の防止または要介護状態とならないための予防に努めます。

7号被保険者のしくみを社会全般で支えるため、負担は公平に分かち合います。

8号被保険者の選択によって就労やさまざまな社会活動へ参加する機会を持つ自立生活を営むことができます。

9号被保険者は、介護の担い手としても活躍しています。

10号被保険者は、介護の目的としています。

11号被保険者は、介護の早期保護と安全確保を図ることにより、家族の方が安心して介護できることを指しています。

12号被保険者は、介護の目的としています。

13号被保険者は、介護の目的としています。

14号被保険者は、介護の目的としています。

15号被保険者は、介護の目的としています。

16号被保険者は、介護の目的としています。

17号被保険者は、介護の目的としています。

18号被保険者は、介護の目的としています。

19号被保険者は、介護の目的としています。

20号被保険者は、介護の目的としています。

21号被保険者は、介護の目的としています。

22号被保険者は、介護の目的としています。

23号被保険者は、介護の目的としています。

24号被保険者は、介護の目的としています。

25号被保険者は、介護の目的としています。

26号被保険者は、介護の目的としています。

27号被保険者は、介護の目的としています。

28号被保険者は、介護の目的としています。

29号被保険者は、介護の目的としています。

30号被保険者は、介護の目的としています。

31号被保険者は、介護の目的としています。

32号被保険者は、介護の目的としています。

33号被保険者は、介護の目的としています。

34号被保険者は、介護の目的としています。

35号被保険者は、介護の目的としています。

36号被保険者は、介護の目的としています。

37号被保険者は、介護の目的としています。

38号被保険者は、介護の目的としています。

39号被保険者は、介護の目的としています。

40号被保険者は、介護の目的としています。

41号被保険者は、介護の目的としています。

42号被保険者は、介護の目的としています。

43号被保険者は、介護の目的としています。

44号被保険者は、介護の目的としています。

45号被保険者は、介護の目的としています。

46号被保険者は、介護の目的としています。</